

令和4年度 環境配慮契約法電力専門委員会（第2回）議事録

出席委員：石田委員、小川委員、小田委員、高村委員、藤野委員、松田委員、松村委員、
村上委員、山地委員（座長）
（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和4年9月7日（水）13時30分～15時30分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

環境省（田中課長補佐）：定刻になりましたので、環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を開催させていただきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

事務局：本日はお忙しいところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和4年度第2回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。Web会議における具体的な発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。本専門委員会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課課長の波戸本よりご挨拶申し上げます。

環境省(波戸本課長)：環境省環境経済課長の波戸本でございます。よろしく願いいたします。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、本年度第2回目の環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。第1回の専門委員会では、非常に熱心なご議論をいただきました。そのご意見を踏まえまして、今回の事務局案を作成させていただいております。特に昨年度から継続検討が続いております、新たなエネルギーミックスに整合した二酸化炭素排出係数のしきい値、調達に関する調達電源の種類に関する考え方、裾切り方式の評価項目における再エネ電源の種類の考え方、これらにつきまして、脱炭素化社会の実現に向けた国等の率先すべき取組として、再生可能エネルギーの導入拡大、あるいは小売電気事業者の方々の二酸化炭素排出係数の低減といったものにつながられるように、率直なご議論をいただければと存じます。この専門委員会におきましては、今年度もう1回の開催を予定しておりまして、合計3回の検討結果を基本方針検討会に報告した上で、基本方針等の見直しを進めていきたいと考えております。委員のみなさまにおかれましては、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

事務局：(Webシステムの使い方について説明：省略)

事務局：それでは以降の進行につきましては山地座長にお願いいたします。

山地座長：よろしくお願ひいたします。本日、電力専門委員会の第2回ということで、前回論点を出していただきましたが、今回はできるだけ合意できることを決めていきたいと思ひます。ただ、先ほど説明にもありましたように、10月にもう1回開催して、その後で親の基本方針検討会に報告ということになりますので、今日最終的に決めなくてもまだ余裕があるということですが、できるだけ議論は詰めていきたいと思っております。議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定と資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局：本日の会議は、15時30分までの2時間を予定しております。

◇配布資料の確認

事務局：資料につきましては、5日の月曜日に事前送付をさせていただいております。お送りしました議事次第に、本日の資料一覧を記載しております。

配 布 資 料

- 資料1 令和4年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会 委員名簿
- 資料2 電気の供給を受ける契約の考え方について（案）
- 資料3 令和4年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）
- 参考資料1 電気の供給を受ける契約に関する参考資料
- 参考資料2 令和3年度における電気の供給を受ける契約の締結実績 【暫定版】

3. 議 事

山地座長：それでは議事に入らせていただきたいと思ひます。本日の議事次第にありますように、その他を含めて3つですが、重要なのは最初の、電気の供給を受ける契約に係る考え方について、ということでございます。最初のメインとなる議題につきまして、資料2、参考資料1および参考資料2について、事務局から説明をいただきます。その後、委員のみなさんから、ご質問、ご意見等を伺うことで進めますので、まずは資料の説明をお願いいたします。

環境省：（資料2、参考資料1および参考資料2説明：省略）

山地座長：ご説明ありがとうございました。それでは今から、質問も含めた議論の時間としたいと思います。資料2に検討項目が並べられていますから、その順番に沿って議論を進めていきたいと思ひます。大きく4つの検討項目がありまして、1番目が「効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討について」、2番目が「再エネ電力の最大

限導入に向けた検討について」、3番が「その他」です。4番は資料3と重なっているかと思いますが、今後の検討スケジュールでございます。まず「効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討」について議論をしていただきますが、この項目の中でも3つありまして、「① 排出係数しきい値の引き下げの方向性」「② 加点項目の整理・見直し等」「③ 環境配慮契約未実施機関への対応」ということで、まずは「排出係数しきい値の引き下げの方向性」について、事務局提案に対するご質問、ご議論いただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

小川委員：スライド8のところで、しきい値の引き下げの方向性の考え方を説明してくださいまして、前回の説明と比べた場合、非常によく整理された形になっていると思っております。と言うのは、平均値ではなくて、平均値からどれだけ離れているかということ整理されているからです。現状の0.690というのは、平均値に対して 2σ くらい離れているのですが、これはかなり離れた状態にあるため、よりそれを狭めるかたちで進めて、2030年度にプラス $1/2\sigma$ 、の位置に持っていきたいということで、0.250の平均値に対して0.310のしきい値が設定されています。また、より早い時期から σ を小さくして、収斂させていくという考え方を取っています。こういう設定をされているわけですが、基本的にこの考え方でいいのではないかと思います。ただ、細かい点なのですが、この考え方を論理矛盾が見えないようにすることを考えた場合に、2024年の0.520という数字が、その2年前の0.600と2年後の0.435の間で下げ方が逆になっているんですね。したがって、0.520ではなく0.515に設定すると、より前の方で早く下げて、後の方は少なめに下げるという構造になるので、そうした方がいいのではないかと思います。もう一つは、2028年度の0.350という数字は、0.291という平均値に対して $1/2\sigma$ を切って 0.48σ になっています。2030年が 0.49σ ですから、ある意味で切り込み過ぎている状態にあります。したがって0.350ではなく0.360に設定して、0.310に収斂させるという考え方を取ると、数字の上の変化として矛盾が感じられない、今申し上げた論理に沿った変化になるのではないかと思います。細かい点になりますが、その辺をご考慮いただいた方がいいのではないかと思います。1点目は、スライド15で、60%の再生可能エネルギーを2030年度に実現する場合、排出係数が0.173になることを2030年度の姿として示しています。しかし、これは全日本が平均で0.25を目指さなければいけないということに比べると、さらにきついラインを目指さなければいけないという構造になっています。そういうことを考えた時に、0.250に対して0.310という設定なのですが、0.173に対して $1/2\sigma$ ということできい値を設定しなくいいのかどうか疑問が出てきます。参加資格を決めるしきい値なので、最終的に0.173を満たせるように、事業者の中から選ばれていけばいいということであれば、それでいいと思いますが、その辺をどう考えているか確認したいと思っております。0.173と0.250という2つの平均値が出てきたので、その関係できい値をもう少し強め

に考えなくていいか、その点をどう考えているかをご質問させていただきたいと
思います。

山地座長：ありがとうございました。ご質問がございましたけれども、他の委員のご意見、
ご質問もまとめて事務局から対応していただければと思います。

小田委員：これまでも、しきい値につきましては、国の 46%削減、それからこれに紐づく
電気の排出係数 0.25 というのは、あくまでも国全体として目指している非常に野
心的に目標なので、これをそのまま、入札参加するそれぞれの会社がクリアすべき環
境配慮契約法のしきい値とすべきかどうかというのは、よく考えていただきたいと
申し上げてきたところでございます。今回のご提案は、そうした意見も考慮して出
していただいたものだとして認識しております。ただ、それでもチャレンジな目標
であることには違いないと思っておりますが、これにつきましてはしっかり取り組ん
で参りたいと考えております。その上で、エネルギー情勢の変化など、時々
の状況を見ながら、スライドにも挙げられていますが、こうした項目の点検や確認を確
実に実施していただいて、状況に応じて柔軟に見直すようなことをやっていただ
ければありがたいと思います。以上でございます。

高村委員：先ほどの小川先生の後半の論点にも関わりますが、スライド 3 以下の排出係
数のしきい値についてですけれども、基本的には、少なくとも中期的な見通しを今
の時点につけて、将来に向けて電源開発のインセンティブ、目安を示すという意味
で、事務局の提案を支持したいと思っております。ただ、これが小川先生からもご指摘
があった点ですし、小田委員からもありましたけれども、国全体の排出係数を 2030 年
に 0.25Kg-CO₂/kWh で、政府の再エネ導入 60%を想定すると、さらに 0.173kg-
CO₂/kWh だとすると、全体の進捗を見て、しきい値をさらに引き下げないといけな
い可能性というのも十分あり得ると思っております。したがって、スライド 4 で、少
なくとも 2 年に 1 回見直しをするということをしつかり確認していただいて、進
捗の状況を見て、国の削減目標、それから政府の再エネ導入目標と整合するよう
な制度の運用になっているかということを確認していただくことが必要かと思
います。ただ、現時点での中期的な見通しを示すものとしては、今のご提案に異
論はありません。以上です。

山地座長：3 名の方から、コメント、質問をいただきましたけれども、基本的
に方向性について異論があるというわけではなかったと思うのですが、事務局
でこの場で対応できるところがありましたら、お願いいたします。

環境省：小川先生からご指摘がございました。直近の引き下げではなく、その
後の 24、26、28 年の引き下げの数値について、アドバイスいただいたところ
でございます。この数値を現在確定させるということではなく、今回確定させたい
ものとしていたしましては、将来的に 2030 年の 0.31 を目指すとした上で、直
近 0.60 に見直すということをこちらの検討会で確定させていただければと考
えているところでございます。小

川委員からのご指摘にもございましたとおり、各年度の下げ幅については、全体を見据えて少しずつ除外の数値を引き上げていくという考えに加えて、時々の実際の電気事業者の取組の状況、環境計画等の実施状況、達成状況、そういった様々な項目を総合的に判断しながら、その時々で適切な数値に見直しを行いたいと考えているところでございます。こちらについては、先ほど高村先生からご指摘がありましたように、2年に1回程度は見直しを行うということを明記した上で、そのタイミングで総合的な判断を行いこの専門委員会の場でみなさまのご意見を踏まえた上で、適切な数値を設定させていただければと考えているところでございます。また、60%再エネ調達を行った場合の国の機関の調達電力の排出係数を0.173と算出したところでございますけれども、これは電気事業者全体の排出係数とはまた別で、国等が60%再エネ調達をした場合の数値と考えているところでございます。この数値を、電気事業者の入札参加資格を判断するしきい値として利用するのは、異なる次元の話であると考えているところでございます。排出係数のしきい値の考え方としては、電気事業者の、エネルギーミックスから算出された排出係数の0.25の目標値をもとに、今回の事務局の提案をさせていただいているところでございます。当然ながら、今後しきい値は引き下げていくところではございますけれども、それに合わせて、国等の調達状況といったものも並行して調査、分析を行っていきながら、しきい値の適切なあり方については随時検討を行えればと考えているところでございます。事務局からは以上でございます。

山地座長：ありがとうございます。しきい値の検討に関する①は、方向性については以上でよろしいでしょうか。特に異論がないようですので、「② 加点項目の整理・見直し等について」、ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいのですが、いかがでしょうか。

小川委員：前回にも発言しましたがけれども、スライド11にあるように、省エネのために電気の使用量などを単なる情報として提供しているというような、一般的な話は91.4%で誰もがやっているという状態にあるということですから、そういったものを加点項目として特別に取り上げるということは必ずしも適切ではないと思います。そういった意味では、その下の方にあるような、使用電力を超過した場合に需要家に通知をして、それで反応があるかどうか見るとか、電力料金の優遇でインセンティブを付けて動かすようなことをしているとか、まだ必ずしも実施されていないけれども効果がありそうだというようなところをやっている者を、特別な努力をしているということ、加点項目として選ぶとよいと思います。供給者の方が何かをしているということだけではなくて、需要家もある程度それに応じて一定の反応を示して、省エネの効果が上がると期待を持てる形の活動が行われている、ということに特に力点を置いて考えた方がいいのではないかと思います。もうひとつ、その下にある省エネコミュニケーション・ランキング制度は、制度で取り扱っている需要

家の対象がだいぶ違って、国の契約の需要家の性格とはだいぶ違うように思いますので、それをそのまま持ち込んでほめ込むというのは、やはり適切でないように思います。国の環境配慮契約法に該当するような部分は、やはりそれに適切なものを加点項目として選び決めていく、という考え方で進めた方がいいのではないかとこのように思います。以上です。

村上委員：前回の委員のみなさまのご意見を伺って、省エネの情報提供に関しては、加点項目に入れなくてもよいのではないかなというふうに思いました。CO₂排出係数に下駄を履かせる意味があるのか、というのが理由のひとつです。ただ、省エネを推奨する視点というのはとても大切なので、例えば今回提案されている、仕様書の中に推奨する取組、事項ということがありましたけれども、そちらの方に移すというのは一案ではないかなと思って発言させていただきました。以上です。

山地座長：小川委員のおっしゃったことは、省エネ法も改正されて、単に下げるだけではなくて、需要の最適化を図る。その部分が加点項目としてうまく表現できるかは別ですけれども、そのあたりは重要なことと思って私も聞いておりました。事務局から、この項目に関する委員のご発言について、何かご対応はございますか。

環境省：委員のみなさま、ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、9割以上の事業者が実施しているということで、見直しを考えているところでございます。そもそもの加点項目の必要性といったところもございますし、必要となった場合は、現状の項目ではなくて、事業者の取組を踏まえた上での新たな設定が必要だと考えているところでございます。その際には、スライド11でお示ししているような項目、大多数の事業者が行っていない取組もございますし、小川先生からご意見がございました、需要家の方も対応ができるような取組を評価したらどうか、といったご意見等も踏まえた上で、また事務局の方からご提案させていただければと考えております。

山地座長：この項目について、特にご発言がないようでしたら、次にいきたいと思えます。裾切り方式という今の契約方式について、「環境配慮契約未実施機関への対応」についてということですが、これについてご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

小川委員：質問です。参考資料2で、現在の速報ということでご説明いただきました。スライド4に独立行政法人等の件数と予定使用電力量で未実施の状況が示されていますが、消費者庁と文部科学省と厚生労働省は、数字の出方がだいぶ違っており、件数や実施状況がだいぶ低いように見えます。継続的にこの状況なのかという点、また、ある意味いろいろ小さい機関を持っていて、環境配慮契約法を実行するのが困難な状況にあるのか、何か特別な理由があるのかどうかといった点、そのあたりを少しご説明いただけないかと思えます。

山地座長：はい。他の委員からもご意見がございましたら、まとめて対応していただこうと

と思いますが、他の委員いかがでしょうか。では、今の小川委員のご質問に事務局から対応いただけますか。

環境省：件数と予定使用電力量で差が出ているということは、所管している独立行政法人の分母が少ない場合に、どうしても差がでてしまう。規模が小さい施設が環境配慮契約を実施していない場合には件数としては実施率が下がってしまうのですが、予定電力量としてはある程度の実施ができています。もちろん逆の場合もあるというところがございます。状況としては、昨年度とそこまで大きな差はない状況でございます。未実施機関の公表にあたっては、それぞれの施設の状況等も踏まえた上で、今後のフォローアップをさせていただきたいと思っております。けれども、基本的には、所管をしている施設が少ないことで一部ができていないものが実施率を下げているという結果が出ているというところなんです。昨年度の数字と比較しますと、国交省がかなり改善をされているというところで、消費者庁は昨年度の実施率は 100% だったのですが、施設がかなり少なく、少数の施設の一部が実施できなかったために大きな変化が出てしまっているというところがございます。

小川委員：消費者庁は今年状況が特別で、両方とも低いということはわかりましたけれども、文部科学省とか厚生労働省が、予定使用電力量でも件数で見ても、だいぶ低いような気がするのですが、そのところはどのような事情によることかというご説明がなかったので、お願いします。

環境省：文部科学省の数字については、大学の取組が十分進んでいないというところから、実施率が低めに出てしまっているというところがございます。厚生労働省は出先の機関でやはりまだ十分に実施ができていないというところで、昨年度とほぼ同じような数字というところで、環境配慮契約の取組が十分取り組めていないという状況でございます。未実施の理由も改めて集計を行いたいと思っておりますので、改めてご報告をさせていただければと思います。

山地座長：未実施機関については公表するというところで進んでおりますし、引き続き、未実施の理由等についてフォローアップをお願いしたいと思います。それでは「再エネ電力の最大限導入に向けた検討」に移りたいと思います。この中でも 3 つ項目がございます、「① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組」。「② 再エネ電源の種類の検討」、これに関して 3 万 kW 以上の水力を含むか含まないかで、一部の委員から異論が出ているという状況でございます。「③ 再エネ電力の普及促進に向けた取組」ということで、この順番で議論を進めていきたいと思っております。まず「再エネ電力の最大限導入に向けた取組」について、ご質問、ご意見をいただければと思います。特に令和 5 年度 35% でスタートするという具体的なことも書かれておりましたので、ご意見をいただきたいと思います。

小川委員：今の状態だと何番目のスライドまでを議論の対象とすると考えたらよろしいでしょうか。

環境省：「再エネ電力の最大限導入に向けた取組」の対象といたしましては、スライド 14 からスライド 17 までを議論の対象にしていただければと思います。

小川委員：わかりました。60%へ高めていくということでの考え方はいいと思います。細かい点で恐縮ですが、スライド 15 で、2023 年から 2030 年で 35%から 60%で考えているのですが、このカーブというのは 60%というかなり厳しい数字を求める結果になっていると思うので、最初穏やかな状態からだんだん加速化して上がっていくというようなかたちで考えているのか確認したいと思います。そういう考え方を取っているのだとすれば、2027 年度の数字、50%という切りのいい数字を入れているとは思いますが、2030 年度まで間が 3 年あるのに対して 2020 年度からは 2 年という状況で両方とも 10 ずつの変化になっているというのは不自然だと思います。47%とか、そういう数字を 2027 年の数字として設定した方が自然な流れになるような気がしますけれども、どのようにお考えでしょうか。

環境省：政府実行計画の中に再エネ比率 60%以上という目標が示されているところがございます。こちらの可能な限り早期達成、さらに最終的な目標が 60%以上というところで、必ずしも 60%上限ではないというところもございまして、事務局としては 2027 年度に 50%というようなお示しをさせていただいているところがございます。ただ当然ながら、しきい値と同様に、実際のタイミングでの電気事業者における再エネの導入状況等を踏まえた上での適切な設定が必要だと考えております。2030 年度目標としての切りのいい年度ごとの数字をお示ししていますけれども、その時々で適切な数字を検討した上で、お示しできればと考えているところがございます。

小川委員：もしそうであれば、2030 年度のところは「60%以上」とすればいいのではないですか。そうすれば不自然でなくなると思いますけれども。

環境省：ありがとうございます。基本的に、環境配慮契約法の中で最低限の数字をお示しする必要はあるかなと考えていたところで、このようなお示しをしておりますけれども、60%以上という政府実行計画の目標もございますので、環境配慮契約法の基本方針、あるいは解説資料でお示しする場合には、ご指摘のとおり、「60%以上」と整合させるようなかたちにしたいと思います。

山地座長：他にご意見がないようでしたら、「再エネ電源の種類の見直し」に移りたいと思います。これは意見が分かれていますから、委員のみなさんの意見の分布を確認したいと思います。今回の事務局提案は非常にはっきりしていると思いますけれども、調達電力の再エネ電源の種類と裾切り方式の評価項目の再エネ電源の種類は 2 つあります。この 2 つ合わせて、各委員ご意見を伺わせていただければと思います。フォーカスするところは、3 万 kW 以上の水力を含めるか含めないかということだと思います。

小川委員：肝心なところの議論に入ってきているのですが、ここで説明されている内容で整合性が取れていなくてわからないところがありますので、その確認を先にさせてい

ただきたいと思います。スライド 18 の「再エネ電源は新規の発電設備を対象として調達することが望ましい」と書いている、「新規の」というのはどういう意味なのかということです。本年度中に開始したものから、それを対象にして調達することを「新規」と言っているのか確認したいと思います。その下に出てくる「運転中の発電設備（水力、卒 FIT）」という印象からいくと、少し年数が経って古くなった運転中の発電設備から調達するようなことも入れて考えているように見えるのですが、「新規」と「運転中」というのはどう考えて言葉を使っているのでしょうか。

山地座長：これは他の委員の発言に先立って確認しておいた方がいいと思いますので、事務局ご対応いただけますか。

環境省：「新規」は新たに整備された発電設備を考えているところでございます。これは今までの議論の中でも、委員のみなさまから、再エネ電源の対象として、今後の拡大等につながるような施設を対象としてはどうかというご意見があったことも踏まえまして、新たに整備された発電設備を対象として調達することが望ましいという意見を書かせていただいたところでございます。ただ、新たに整備された設備だけを対象とするのはなかなか現実には難しいと考えておりまして、新規の発電設備以外にも再生可能エネルギーと判断される運転中の発電設備も対象として、まずは国等の調達する電力において再エネを調達する取組を進めるのが第一に必要だと考えているところでございまして、その対象といたしましては、ある程度幅を持たせた上で、新規のものだけではなくて運転中のものも踏まえた、再生可能エネルギーの全体を対象として、制度として定めてはいかかかということで、このような書き方をさせていただいているところでございます。

小川委員：今のご説明だと、「新規」というのは、調達をする年に運転を開始した新規のものから調達する方が望ましいというようにも聞こえたのですが、例えば RE100 などで最近の動きとして入ってきているのは、あまり古いものは外そうということで、建設されて 15 年経ったものを対象にして、RE100 に参加できるようなことを考えるといった考え方もあるようですけれども、「新規」をそういう幅の中で考えるような考え方なのかどうか。そうでないと狭いものになってしまう気がするので、確認をしたかったのですけれども。

環境省：事務局の説明が不足しておりました。直近の 1 年以内に整備されたものを言うつもりはございません。おっしゃるとおり、RE100 の中でも、追加性等を考慮して、15 年以内の設備を対象とするような議論が進んでいることは我々も承知しておりまして、「新規」と書いてしまったことは不適切でございましたけれども、環境配慮契約法の中だけで「新規」が何かを定義するつもりではなく、一般的に 15 年以内といった考え方を踏まえた曖昧な意味で書いてしまっていたというところでございます。おっしゃるとおり、15 年以内という考え方が国際的に広がってきて、そういった考え方の下に取り組むべき再エネというものが定義されてきた場合には、環境配慮契

約法の中でもそれと整合させて、再エネの対象を規定したいと考えているところでございます。

小川委員：わかりました。そういった意味でもう一つ確認をしたいのは、スライド 18 では「運転中の発電設備」の中に卒 FIT 等というのが入れられて、再エネ電源の対象とすること、という考え方が示されているのですが、次のスライド 19 の「再エネ特措法に定められた再エネ電源」という位置付け、表現で示された時に、ここで表現された電源には卒 FIT 等は含まれた状態になるのでしょうか。ならないのでしょうか。

環境省：「再エネ特措法に定められた再エネ電源」の考え方といたしましては、FIT、卒 FIT という区別ではなくて、太陽光でありますとか 3 万 kW 未満の水力とか、そういった定義が定められているところございまして、この中で FIT、卒 FIT の区別は特にしていないところでございます。

小川委員：ということは、含まれて取り扱っているという位置付けだということによろしいですか。

環境省：はい。

小川委員：そうでないと上と言っていることが矛盾してくるので、それで確認をしたかったということです。再エネ電源に含まれているということであれば、上の考え方と矛盾はしない形になりますので、それで結構です。それでは、この件に関する私の意見を申し上げたいと思います。「調達する再エネ電源の種類に関する考え方」は、先ほどから議論に出てきていた、最終的には 2030 年度に 60% の構成比を目指すにあたってそれを満たす再エネ電源として何を考えるかということだと思えます。この点に関しては、スライドで説明されているように、政府のいろいろなところで整合性が取れた整理がされて、対象の省エネ電源が狭められれば、考え方を見直した方がいいと思いますが、そうでない限りは、60% というのはかなり高いレベルの目標ですし、また、もっと広い視点に立てば、2050 年のカーボンニュートラルを目指すということも非常に厳しい目標をこれから実現していかなければいけないということです。それにコントリビュートできる対象の再エネ電源はできるだけ幅広く選択できる余地を残して、あまり頭から排除するという方向へは行かない方がいいのではないかとこのように考えます。したがって、案②の「再エネ特措法に定められた再エネ電源+大型水力」ということで、差し当たり取り扱っていくとよいと思います。ただし、国の考え方が整理されて、そこが大きく変わるということであれば、当然それを速やかに反映させる、ということではないかと思えますけれども、出発点としてはそういうがたちで取り扱った方がいいのではないかと、というのが「調達する再エネ電源の種類」に対する私の考え方です。「裾切り方式の評価項目である再生可能エネルギーの導入状況の再エネ電源の種類」については、裾切りの評価項目ということは加点項目で扱われている部分を取り扱っていると思えますので、そういった意味では、再生可能エネルギーといって何でもかんでも扱うと

ということではなくて、これからの導入拡大につながるとか、特別なかたちでの意味合いを少し持たせるということを考えて進めていくというふうにしたほうがいいのではないかと思います。あくまで加点項目として、こういう活動が評価できるという位置付けで、その枠内で再生可能エネルギーということを考えて時には絞った方がいいのではないかと思います。そういう考え方に立つと、従来の形の案①をそのまま継承してやるという整理の仕方がいいのではないかと思います。以上です。

松村委員：スライド 19 について、私は、「調達する再エネ電源の種類」は案②、「裾切り方式の評価項目である再生可能エネルギーの導入状況の再エネ電源の種類」も案②がよいと思います。ですが、上の案②の方が私は重要だと思いますので、上が案②、下が案①という組み合わせには強くは反対しないというつもりです。上と下を分けない方がいいと思うのですが、下を案①にして、上と下を分けない方がいいと整理すると、上も案①なり、目も当てられないことになるので、これには反対です。小川委員がご指摘になったとおり、上は案②。下も案②がいいと思いますが、案①でもよいと思います。以上です。

藤野委員：私も松村委員と同じ意見で、上が案②、下も案②で賛成します。ただし、本来政府は率先的に再生可能エネルギー、特に民間の再エネの普及をさらに引っ張っていくようなかたちでやるのが望ましいので、省庁の中での考え方として、大型水力以外の再エネを積極的に進めるような省庁が出てくるのであれば、そちらはぜひ応援したいと思うのですが、政府実行計画等でもまだ除外していないということもありますので、今の段階では共に案②を賛成します。以上です。

松田委員：私も、上が案②、下も案②を支持いたします。これまでもお話しておりましたとおり、本件において、あえて大型水力を排除するまでの法的な意味合い、意義、そこまで排除することではないのではないかと。排出係数にしても再エネ導入状況にしても、加点項目かどうかというのはあるのですが、非常に高い目標を課すというところでありますので、それに対する水力発電の貢献というのは大規模も小規模も同様にあり得るのではないかと考えております。スライド 18 で、追加性や PPA 調達者等の電源の選択については推奨事項ということもございしますが、必須事項ということには必ずしもなっていませんので、そういう意味では広く取れる方がいいのではないかと思います。意見が分かれた時には、ちょっと悩ましいのですが、事業者としては案①と案②が混在するのは非常にわかりにくいと思いますので、案①か案②で統一すべきだと思っていて、そういう意味では、赤字の記載も含めて、どちらも案②としていただければ、事業者としても取り組みやすいと考えております。以上です。

小田委員：私どもは従前から申し上げているとおり、再エネ電源の種類は事務局案については、いずれも案②で大型水力を含めることを支持いたします。スライド 19 に書いていただいていますように、政府実行計画でも大型水力は除外されていないというこ

とですので、まずは対象としていただいて、その後関係計画等で再エネの定義が改めて進むような場合には、環境配慮契約法の中でも検討されるということではないかと思っております。大型水力につきましてはいろいろなご意見もございますが、これについては維持するだけでもコストがかかりますし、運用している立場からすると、様々な水資源の有効活用という面でも知恵を絞りながら一生懸命やっておりますので、ぜひそういったところも評価していただければと考えてございます。以上です。

村上委員：悩みましたが、ややこしくないことも大切だと思います。実行計画と同じルールで示されることがわかりやすいのではないかと思います。上は案②に賛成したいと思えます。下の裾切りの加点項目については、特に強い意見はないので、そろっている方がいいのではないかというご意見にも賛成しますし、ここは追加性を求めるという意見が多ければ、そちらでも反対ではないということをお願いしたいと思います。もしここに載らなかったとしても、推奨事項の方で追加性ということが書かれていますので、大きな問題にはならないのではないかと感じております。以上です。

石田委員：私は以前から申し上げているように、みなさんと違って大変恐縮なのですが、いずれも案①が適切だというふうに考えます。先ほど事務局から、大型水力を加える理由として、政府実行計画では大型水力を排除していないという点、あるいは環境価値が証書で取り引きできるようになっているという点が挙げられました。いずれも、環境配慮とか環境負荷という観点で今まで除外していた大型水力を、この段階であえて新たに対象に加えるという積極的な理由にはならないというふうに考えます。事務局の方には、なぜ大型水力を改めて環境配慮契約の対象にするのかという理由を明確に示していただいた上で、やはり官公庁の電力調達ですから、幅広く納得できる理由を示すべきだと思いますので、その理由を見た上で、次回の委員会でその理由を挙げていただいた上で最終的に判断したいというのが、私の考えであります。もう1点、追加性については、小川先生がおっしゃったように、今の世界的な流れは、運転開始から15年以内という取り組み方が主流になってきています。RE100でも、次回の改定でそういう考え方を盛り込む予定になっていますので、そうしますとなおさら日本の大型水力というのは大半が15年以上のものということになりますので、推奨しているものと新たに加えるものが矛盾しているということはおもしくないと考えます。さらにはその追加性に関しても、どのように文書に記載されるかが気になるところで、RE100等の世界的な考え方を踏まえた上で、日本では、環境省としては、こういうことを追加性の要件として考えるということを示していただく必要があるかと思えます。再エネ目標60%という点で、もし大型水力を除外することで国の実行計画と整合性が必須ということであれば、事務局の参考資料にございましたように、大型水力は再エネ全体の1/5なんですね。ですからそ

れが排除されても、それほど調達に影響はないだろうと思いますし、もし60%との整合性を何かしら盛り込むべきということであれば、例えば環境配慮契約の中では50%以上というようなかたちで、大型水力がない分を勘案した比率を設定するのも一つの案かと思います。以上でございます。

高村委員：スライド19について議論をしているわけですが、事務局のご説明について不十分だと思っているところがありまして、それは何かと言いますと、そもそも環境配慮契約法の目的と趣旨を考えた時に、国の先導する役割をどう果たすのか。政府の目標が60%なので、それを達成さえすればよい、ということが法の趣旨ではないというふうに理解をしています。再生可能エネルギーを2030年に向けて明らかに拡大をしていかなければいけないのは明確で、それをどういうふうに、環境配慮契約法の電力調達をひとつの手段として、この法がどうそれを牽引するのかということに解を出さないといけないと思っています。その意味で、案にある理由付けの文言というのはやはり不十分だと思っていまして、制度全体として再エネを、どういうふうに新規の電源の開発を促すような仕組みにできるのかということについて、聞きたいと思っています。案①か、案②かという議論に関して言うと、環境配慮契約法の電力調達で新規の電源を拡大して、国全体としての再エネ導入目標を達成するのに貢献するという仕組みにするという点で、混乱するのでそろえた方がいいというご意見が絶対的に強いのだとすれば、私の立場は案①です。再生可能エネルギーをこの仕組みとしてどうやって拡大していくかというのはひとつの鍵だと思っていまして、新規の電源の開発をどうやって促していくかという観点からです。ただ、この2つを必ずそろえないと混乱するのかという点については、若干疑問を持っています。調達をする場面での再エネと裾切りのところでの評価項目は、適用される場面が違いますから、ここは分かれていても大きな問題を生じさせないのではないかとこのように思います。両方そろえる必要があるとすれば案①ですけれども、再生可能エネルギーを拡大していくインセンティブを裾切りの評価項目のところでもうまく体现をするというかたちであれば、場合によっては、上に関しては案②を取りながら、評価項目においては、新規の電源開発を促していくという観点から、案①という制度の作り方というものもあるのではないかとこのように思っています。石田委員もおっしゃいましたけれども、法の趣旨にしたがって、新規の電源の開発を促していく、国の2030年の再エネ導入目標達成に貢献するためにどういう制度設計が必要かという観点から、改めてご説明をしていただくということが必要ではないかと思っております。スライド18ですけれども、小川委員が冒頭におっしゃったご説明のところは、大変適切なお指摘だと思っております。それにつながるところで、推奨事項の記載ぶりについては少し検討いただきたいと思っております。追加性というものが何を意味しているのかということの説明が必要ではないかというふうに思っています。「PPA等調達者の判断による再エネ電源の選択を推奨」とい

うのは意味がわかりにくいと思っております。PPA等を活用して、再生可能エネルギーの調達を促していくという趣旨なのか。それが電源の選択とどう関わってくるのかというのが、この文からは明確に理解することが難しかったので、推奨事項が意味するものを少し明確にさせていただきたいというふうに思っております。それから、国のところの議論について、あわせて再エネの電源の範囲ということで行くと、ご存じのとおり再エネ特措法の下でも、買取を行うバイオマスの燃料について、一定のライフサイクルのGHGの評価も含めて評価をして、買取の対象から外すかどうかという制度の議論をしていると理解をしています。したがって、そうした一定の再エネ電源に関して、どういう取り扱いになるのかという点についてはクラリフィケーションが必要になってくるかと思えます。最後ですけれども、スライド21に基本方針の案を書きいただいておりますが、この後議論をした上で最終的に修正をされるのだと思っておりますけれども、上から2つ目のところでも、「再エネ電源の普及に資する」というのが、やはり意味合いとして、これは新たに再エネ電源の新規の開発を促していく調達ということだと思っております、「普及」という文言ですと、その趣旨というのが明確ではないのではないかと思っております。単に調達量を増やすという趣旨ではないと理解をしております、その点で「普及」という文言についてはご検討いただきたいと思います。以上です。

小田委員：改めてですけれども、先ほど高村先生からありました、追加性の考え方については、私も整理していただいた方がいいと思っております。それから石田委員からお話がありました、そもそも最初に入れた時に除外されていたというお話ですけれども、これも事務局で過去の議論を整理していただきたいと思うのですが、私どもも気になって調べた限りでは、単純にRPSの対象電源、昔で言えば1,000kW未満、FITが入った時に3万kWに整理したということで、特に環境面や追加性の面で議論したというのはなかったのではないかと理解しておりますので、そこはご確認いただければと思っております。それから、環境配慮にしても、日本の温暖化政策にしても、新規の再エネ電源を入れるというのは当然重要なのですが、それに負けず劣らず、既設の電源をしっかりと使い続ける、そのためのメンテナンス等でしっかりコストをかけていくことも同様に重要だと思っておりますので、その辺もあわせて考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。以上です。

山地座長：ありがとうございます、委員それぞれの意見を聞かせて、私にとっても非常に参考になりましたし、事務局も大変参考になったと思います。事務局から現段階で何かご対応するところがありましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

環境省：推奨事項で「可能な限り追加性を有すること」と記載しているところでございますけれども、追加性の定義に関しましては、社会一般においても明確な定義がなく、さまざまな意味合いで使われているところもございまして、環境配慮契約法の中だけで定義を定めるのは難しいかなと考えているところでございます。ただ、高村先

生からもご指摘がございましたとおり、国として今後再エネ電源を推奨するにあたって、評価をするべきところとして、新たな電源開発を促す、そういったものを対象にするというところは何かしら記載ができればと考えているところではございます。スライド 21 で推奨事項として書かせていただいているところではございます。「普及」という言葉は必ずしも適切ではないというご指摘をいただきまして、我々のほうも考えるところではございます、この表現については改めて検討をさせていただければと思います。また推奨事項の中での「PPA 等調達者の判断による再エネ電源の選択を推奨」というところで、こちらも政府実行計画の中で示されているところであり、PPA 等の調達の拡大が示されているところではございます、今後、PPA 等の調達について、どういったことを行う必要があるかというところは、継続の検討とさせていただければと思っております。現状の書きぶりについては、わかりづらいというご指摘もございましたので、改めて事務局で検討させていただいて、現時点でお示しできる内容については、次回お示しできればと考えているところではございます。以上でございます。

山地座長：ありがとうございます。この件、長年この電力専門委員会の議論の中心だったのですけれども、今日だいぶみなさんの意見が整理されてきたと思います。次回さらに検討を深めたいと思います。それでは、「再エネ電力の最大限導入に向けた検討」の最後の項目、「再エネ電力の普及促進に向けた取組」について、ご質問、ご意見等ございましたらいただきます。いかがでしょうか。

小川委員：ここで申し上げるのが適切かどうかかわからないのですが、先ほど再エネ電源の定義のところ、加点項目として扱うという観点の議論をしました。その意味では、未利用エネルギーの話と再生可能エネルギーの導入の話が加点項目として用意されています。今までは省エネに関して加点項目見直しの議論が進められてきていますが、再生可能エネルギーも未利用エネルギーも一番最初のところで設定したパーセンテージで加点を行っている構造になっているのではないかという気がします。環境配慮契約法が始まってからもう何年か経過して、実績としてもどうなっているか出てきていると思いますので、どのくらいの導入を行ったら何点の加点を行うかという加点方法に関する見直しの議論を一度して、より良い条件の設定の仕方を考えることが必要ではないかと思います。その点だけ、意見として申し上げたいと思います。以上です。

山地座長：どうもありがとうございます。他にはいかがでございましょうか。事務局の方で、この件に関して小売電気事業者向けのアンケート調査をしていますから、その情報等も含めて、今後検討を進めていただければと思います。事務局からこの件に関してお答えがございましょうか。

環境省：ご指摘ありがとうございます。再エネ導入割合の評価を行う点数については、過去も見直しを行ったことはございますけれども、最新の情報等も踏まえた上で、評価

の点数の設定のあり方といったものは、改めて事務局の方でも検討させていただきたいと思います。今年度中にお示しできるかは難しいのですが、今後の継続検討項目、課題として挙げさせていただければと思います。

高村委員：全体としての要望になりますが、先ほど推奨事項のところにも出て参りました、PPA等の調達方法についてです。これまで入札の実施状況等で進捗を把握してきていると思うのですが、今日ご出席の先生方みなさんご存じのとおり、場合によっては、中期的に発電事業者等々、直接契約することで、再生可能エネルギーの契約を容易にする、あるいは調達をたやすくする方法も出てきていると思います。従来、小売電気事業者からの入札による調達ということで、主に見て参りましたけれども、法令上はそこまで書いているものではなく、契約を促進するとなつていきますので、こうした新しいタイプの、PPAのような契約を促進するために、どういう制度上の障壁があるのか、一度検討いただけないかと思います。これは今期というよりは次の年かもしれませんけれども、それと合わせて、こうした新しいタイプの契約のあり方というものを、どうやって把握していくかという点が重要だと思つていまして、実態の把握と進捗、そして実際に促進していくための制度上の課題が何なのか、という点について、ぜひ来年度に向けて検討をお願いしたいというふうに思います。以上です。

山地座長：どうもありがとうございます。PPAは今後の再エネ促進に向けて非常に重要な項目ですから、事務局においても考えていただければと思います。「再エネ電力の最大限導入に向けた検討」に関しては、このあたりでよろしいでしょうか。よろしければその他、これも継続的ですが、「沖縄電力供給区域」の問題と「総合評価落札方式の導入」の2つの問題ですが、いずれも継続検討ということで進めておりますけれども、この件について、ご意見がおありでしたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

小川委員：総合評価落札方式について、両方を比較して、どういうところがいいかということで、いろいろ事例をあたりながら調べておられる段階で、そこは継続的に行っていただければいいのではないかと思います。ただ、総合評価落札方式と裾切り方式ということで根本的な仕組みを考えた時に、私自身は、再生可能エネルギーがいつまでも特別に扱われる存在ではなく、最後は市場で裸で戦って、それでやっていけるエネルギーに育ってもらいたいし、最後はそうたどり着いてもらいたいと思います。そういう観点に立った時に、裾切り方式の方は参加資格で選別に参加できるものが絞られて、絞られた後は自分の力で戦って、選ばれる、という市場メカニズムの仕組みの下で動いているという構造になっていると思うのですが、それに対して総合評価落札方式の場合は、最後の競争になったところでも、環境にやさしいとかそういう点を特別に配慮して加点が加えられて、選ばれる、という構造になっていて、ある意味で特別な取り扱いを最後まで続けるような構造を持たせるようなかた

ちになるのではないか、というところを少し懸念しております。いろいろな再生可能エネルギーのシンポジウムなどでヨーロッパなどの状況を伺うと、すでに再生可能エネルギーが他のエネルギーと対抗して、十分に市場で戦える力を持ってきている状況にあるようです。そういう意味では、ドイツなどのように固定価格買取制度で特別な仕組みの下で取り扱ってもらおうというのは、それなりの手続きや費用もかかるということで、そんな面倒なことはやりたくない、私たちはもう力があるから、自分たちのやり方で市場に参入して、市場を押しえていく、というような段階まできているという話を伺っております。そういった意味では、日本の再生可能エネルギーも、ヨーロッパでそういうことが現実にできているのであれば、日本だって負けずにできるよという状態になってもらいたいですね。そういう観点では、裾切り方式のように、特別な条件を使って参加できる者を選ぶということをした上で、最後は土俵の上に乗って自分の力で戦う余地を持たせた方がいいのではないかと思います。そういう観点で、どちらの方式がいいのかというところは、もう少し根本的な仕組みをジェネラルに考えてもいいのではないかと思います。以上です。

藤野委員：発電量ベースのものも見たいという要望にご対応いただき、ありがとうございます。今、小川委員がおっしゃったことは、中長期的にはそうだと思うのですが、ヨーロッパと日本の再生可能エネルギーの事例はだいぶ違うのではないかと思います。下がってはきていますけれども、未だにコストも高いですし、いきなり手放して育つのかなというところで、今5歳か10歳くらいまでいっていると思いますが、20歳、25歳まではいっていないような気がするので、そこは慎重に見極めながら、先ほど高村委員がおっしゃったように、強力に進めていく上での、政府がそれを率先していくという姿勢は、議員立法で作られた精神を忘れずに、適切な対応を取るという姿勢は崩さないでほしいと思います。以上です。

山地座長：ありがとうございます。基本的には継続検討として、その中身について、有益なコメントをいただいたと思います。他に、この件に関して、ご発言のご希望ございませんでしょうか。今お二人から非常に貴重なコメントをいただいたと思いますので、事務局はそれも踏まえて今後の検討を深めていただきたいと思います。それでは、今後のスケジュールについて、説明をお願いしたいと思います。

環境省：(資料3説明：省略)

山地座長：ご説明ありがとうございます。先ほどの資料2の最後のところでも触れられていました。我々にとって大事なのは、3回目の委員会である10月上、中旬。今日かなり理解が進んだのではないかと思いますけれども、そこで親委員会に上げる専門委員会としての考え方を取りまとめていきたいと思っております。スケジュールについて、ご質問、コメントございますでしょうか。本日のみなさんの貴重な意見を踏まえて、事務局には第3回目の電力専門委員会の資料を作成していただくようお

願いたします。議事進行を事務局にお返しいたします。

環境省：山地座長、ありがとうございました。委員のみなさまにおかれましても、熱心にご議論いただき、ありがとうございました。先ほど山地座長からお話がありましたとおり、本日の委員のみなさまのご意見等を踏まえまして、第3回電力専門委員会で事務局案をご提示させていただきたいと思います。それでは以上をもちまして、第2回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上